

第15回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年4月21日(月)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 25名

1番 山口 忠雄	2番 関 憲夫	3番 高浦 芳一
4番 篠原 覚	5番 柳井 進	6番 渡邊 久芝
7番 渡邊 邦男	8番 積田 雅美	9番 佐久間 政男
10番 多田 總一郎	11番 山下 和彦	12番 宮嶋 十郎
13番 中川 喜一郎	14番 板倉 保	15番 佐久間 正夫
16番 奥野 政義	17番 峯下 健次	19番 佐久間 保夫
20番 地引 正和	21番 御園 豊	22番 葛田 吉弥
24番 渡邊 喜一	25番 笹生 猛	26番 藤井 幸光
27番 福原 孝彦		

5 欠席委員 1名

18番 川名 康夫

6 出席事務局職員 4名

佐久間事務局長 森副参事 鈴木主幹 神作主事

## 開 会

平成26年4月21日午後3時00分 開会

- 議長（中川喜一郎君） ただいまより第15回農業委員会総会を開催いたします。  
ただいまの出席委員は、26名中25名出席でございますので、会議は成立しております。  
次に、欠席委員の報告を申し上げます。18番、川名委員。

### 議事録署名委員の指名

- 議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。  
5番、柳井進委員、7番、渡邊邦男委員を指名いたします。

### 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

- 議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。  
議案第1号 専決処分の承認について議題といたします。  
議案第1号について事務局の説明を求めます。  
森君。

- 事務局（森 博君） それでは、議案1ページをごらんいただきたいと思います。議案第1号の提案理由についてご説明いたします。

平成26年4月1日付、市の人事異動に伴い、袖ヶ浦市農業委員会事務局職員の人事異動について、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。専決処分書、ごらんのとおり退職者、小藤田光男前事務局長、転出者、中山美香主査にかわりまして、転入者、佐久間泰利事務局長、新規採用、神作高史主事となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

- 議長（中川喜一郎君） 本案件は人事案件でございますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（中川喜一郎君） 異議ないようですので、議案第1号の専決処分の承認について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号については報告のとおり承認されました。

ここで、局長から一言あるようですので、よろしくお願いいたします。

○事務局長（佐久間泰利君） ただいまご承認をいただきました事務局長の佐久間でございます。皆さんのご協力、ご支援をいただきながら務めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中川喜一郎君） 続いて、事務局、神作さん、一言。

○事務局（神作高史君） ご紹介賜りました神作高史です。袖ヶ浦市職員としての第一歩を、農業委員会事務局の一員として踏み出せたことを、心よりうれしく思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

#### 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案3ページをごらんください。本件は、平成26年4月7日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲受人においては自宅から近く、耕作、管理上便利であることから、農業経営拡大のため取得したいとのことです。譲渡人は、高齢となり、後継者もないことから、買い受けの申し出を受けるとのことです。

会議資料1ページから3ページをごらんください。場所は、神納字 、 、 で、耕作、管理等されておりました。

会議資料4ページに譲受人の所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、貸付地がありますが、農地の有効利用に協力するため経営基盤強化促進法により、利用権の設定により貸し付けているものです。耕作していない土地はありますが、市街化区域内の土地であり、駐車場として貸してほしいとの要望を受け、駐車場として利用されているところでございます。

農機具等については、トラクター、耕うん機、田植え機、農用車を所有しており、刈り取り、もみすり、乾燥は委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で740日従事しているとのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

譲受人につきましては、自宅から近い場所や住所地区内の農地であり、今後もこれまでどおり地域との利用調整を図った農業をしていくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、多田總一郎委員。

○10番（多田總一郎君） 10番、多田です。

場所は事務局からの説明のとおりです。去る16日に譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請地にあっては、耕作、管理されており、今後も農業をしていくとのことでした。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第2号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第2号、整理番号の2についてご説明を申し上げます。

同じく議案3ページをごらんください。本件は、平成26年3月18日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は相続により農地を取得しましたが、会社員であり、経営規模を縮小したいとのこと。譲受人においては、自宅からも近く自作地にも近く、耕作上便利であることから取得したいとのこと。

会議資料5ページの位置図をごらんください。場所は、神納字、現地は耕作されておりました。

会議資料6ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地がありますが、田で日照不足のため耕作に不向きな土地とのこと。現在耕作されておりませんが、適正に管理するよう指導しております。

農機具等については、耕うん機、農用車を所有しており、トラクターは借用にて作業しているとのこと。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で450日従事しているとのこと。

下限耕作面積要件につきましては、現在営農している畑と今回の申請地を合わせると50アール要件を満たします。

譲受人については、自宅に近い場所であり、自作地にも近い場所であることから、今後もこれまでどおり地域の農地の利用調整に協力していくとのことでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

12番、宮嶋十郎委員。

○12番（宮嶋十郎君） 現地の説明をいたします。

さん、この方は父親の遺産相続でおじさんに遺産分割された農地を、おじさんのほうが自分は農業ができないということで、親元に返したいということで、さんが買い戻したような形になっています。ですから、自分の自宅からもその土地は近いですし、耕作はしやすい。いつもこういう話聞くと、遺産相続も日本中ありますけれども、いろんな疑問点がいつも湧くのですが、農業をやる気のない人にまで遺産相続を今現在やっていますけれども、それもやっぱり事務局のほうで何か県のほうに提案して、何とかならないものか、問題が大きくならないように提案するような考えはないのかどうか、ちょっとまた聞きたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） そのことは今地元のことなので、後にしてください。

○12番（宮嶋十郎君） だから、これは遺産相続でもらった土地を、自分にはもらったのだけれども、耕せないから買ってくれと言われて、さんが買い戻したという形になっております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可と決定します。

次に、議案第2号の3について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。



農作業常時従事要件につきましては、世帯で250日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

自宅及び自作地にも近い場所であり、今後も田として耕作していくとのことでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

4番、篠原覚委員。

○4番（篠原 覚君） 4番、篠原です。

4月18日の10時に譲受人の さんと一緒に現地を確認しました。現地地図にあるとおり、から入ったところです。田んぼの現況は、昨年まで借り手がいたらしくて、耕作は十分されていまして、今の時期ですので、田植えがもう既に終わっていました。 さんは高齢で、加えてひとり暮らしのために、借り手から田んぼを返されたため、買ってくれないかということで さんのほうに話があって、農業経営拡大のためと考え、買い取ることにしたとのことでした。

詳しくは事務局の説明のとおりであります。特に問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号の4について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の4については許可と決定します。

次に、議案第2号の5について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 議案6ページをごらんください。本件は、平成26年3月25日付で提出がございました。申請内容につきましては、譲受人は自作地に隣接している農地であり、耕作に便利であることから、取得したいとのことです。譲渡人は、東京都在住であり、耕作が困難であることから、申し出を受けるとのことです。

会議資料16ページの位置図をごらんください。場所は、横田字 　　　　です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料17ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。

農機具等については、経営地を耕作する上で必要となる機械を保有しているものと思われます。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で350日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

自作地に隣接した田であり、今後も田として耕作していくとのことでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、山口忠雄委員。

○1番（山口忠雄君） 去る4月19日午後1時より、現地にて譲受人の 　　　　さんより説明を受けました。事務局から説明がございましたように、申請地は 　　　　耕地の西の端に位置しまして、小櫃川に面しております。 　　　　整備の地区界になり、お互いの田は隣接しておりますが、形状が悪く、耕作しにくいので、 　　　　さんのほうから譲渡を申し入れたそうです。

譲渡人であります 　　　　さんの父親は横田の出身で、この土地を相続で取得をし、この父親が亡くなった後、娘の 　　　　さんが相続をしたそうですが、東京に住んでおられ耕作できないので、申し入れを受けられたそうです。

　　　　さんは、以前は勤めながら農業をしておりましたが、定年退職後は農業一筋で頑張っておられます。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号の5について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の5については許可と決定します。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。

議案第3号の1についてを議題としますが、議案第3号の1ないし議案第3号の13は、関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 事務局、森です。

議案第3号、整理番号1の1ないし議案第3号、整備番号13の1についてご説明いたします。

議案7ページから11ページに本案件を記載しております。本件は、君津市の法人が市内在住の所有者から申請地を賃貸借及び使用貸借により借り受け、農地23筆で2万9,585.28平方メートル、そのほか山林など10万8,665.72平方メートルと合わせて13万8,251平方メートルの計画区域内に太陽光発電施設を建設しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件申請書については、平成26年3月5日及び追加提出が3月20日になされております。

総会資料の18ページの位置図をごらんください。申請地は、袖ヶ浦椎の森工業団地の南東約400メートルに位置し、耕作されていない農地もありますが、面的な広がりのある農地に近接し、山林などの分断要素も見受けられ、農地性の判断が難しいところではありますが、第1種農地と判断しております。

第1種農地では、転用目的について制限があり、太陽光発電施設用地への転用は、条件を満たした場合に許可される場所であり、今回の案件については、第1種農地での転用の例外の中で、「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」との例外がありまして、これに該当する場合で、第1種農地の面積が開発面積の3分の1を超えない場合には、この例外に該当するとされており、今回の計画では、第1種農地の面積は、開発面積の約5分の1であることから、この例外規定に該当するものと思われま

す。今回の計画区域については、総会資料19ページのとおりであり、少し色が濃くなっているところが農地であり、資料の左右にナンバー12 1、13 1と引き出し線で表現している2筆が追加申請となった農地であり、その周辺の白い部分は山林となっております。

20ページに今回の太陽光発電施設のパネル設置の図面を添付しております。この配置により、合計1万8,096枚のパネルの設置が計画されております。

排水関係については、汚水、雑排水は発生せず、雨水については、20ページのパネル設置の図面を横長に見ていただきまして、左上に調整池を設け、排水抑制した上で久保田川に排水する計画であります。

この転用計画につきましては、隣接農地は1筆しかなく、隣接農地地権者に了解されているとのことでありました。

本件については、平成26年3月14日開催の農業委員会運営委員会で審議していただきましたが、農地2筆の計上漏れがあり、継続審議となり、その後3月18日開催の総会においても継続審議となり、本日改めて審議していただくとするものであります。

なお、3月総会の際に、総会資料21ページの写真の現状について、もっと草刈りなどしてから農地転用申請すべきであるのご意見をいただきましたが、その際にも一度ご回答しておりますが、改めてその件についてもご説明させていただきます。

農地転用の許可基準の中で、転用しようとする農地が転用許可前の時点できちんと管理されていないということの規定はございません。

説明は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、14日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。

議案第3号の整理番号第1号から13号につきましては、譲受人が譲渡人から賃貸借及び使用貸借により転用し、隣接する山林などとともに造成して太陽光発電施設を設置しようとするものであります。4月16日に運営委員会を開催いたしまして、現地の調査及び関係者から状況の確認とともに審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本案件につきましては、3月14日開催の運営委員会において現地確認及び会議室における審査を行い、許可基準に適合することと事業の実行性が伺えるということについては意見の一致を見たところでありましたが、その申請がありました農地21筆以外にも農地が存在する可能性があったことから、その確認をするよう指示し、継続審議とし、3月18日開催の農業委員会総会におきましても継続審議となっていたものであります。

今回の運営委員会における現地確認については、譲受人及び代理人並びに担当地区委員である中川喜一郎委員にもご出席いただき、午後3時から実施いたしました。現地では、さきに計上漏れであった農地の現地確認するとともに、現地における説明をいただきました。現地における主な質問及びその質問に対する説明は、次のとおりであります。

計上漏れであった農地にも太陽光パネルは設置するのかの問いに対して、設置はしないとのことでした。

計上漏れのうち、久保田字 〇〇の農地についての利用はどのようにするのかとの問いに対しては、1町歩当たり2,500本の植樹を予定しているとのことでした。

また、植林する木は何を予定しているかの問いに対しては、クヌギを予定しているとのことでした。

審査会には、現地確認同様、譲受人及び代理人並びに担当地区農業委員に出席をいただき、午後4時5分から市役所会議室にて行いました。事務局からの議案説明を受けた後、譲受人及び代理人からも説明を受けました。続いて、各委員から質問があり、譲受人及び代理人から説明をいただきましたので、その主な内容について報告いたします。

そもそもなぜこの2筆が漏れたのかの問いに対して、登記地目が山林であったことから、農地転用手続の対象外であるとして漏らしてしまった。今後農地転用申請するに当たっては、登記地目山林であっても農家台帳への登載の状況を確認し、漏れのなきよう対応したいとの回答を得ました。

現地において植林するという説明があったが、なぜ植林するのかの問いに対して、農地転用の手続と並行して林地開発の手続を行っており、中部林業事務所との協議の中で今回の事業規模では18メートルの幅での林地を確保するよう指示されており、この指示への対応として植林を計画しているとの回答を得ました。

その他の質問に対しても適切な回答をいただきまして、採決の結果、運営委員全員一致にて、議案第3号の整理番号1号から13号については許可すべきものとなりました。

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、今事務局のほうで転用の許可条件の中にはきれいにしなければいけないというあれはないということだったのですが、しかし農地は耕作放棄で、こんな荒らした状態というのは好ましくないのではないかと。ちゃんとこんなふうな状態にならないように、最初もう上げた時点で刈りなさいとか、そういう指導をしなければいけないと思うのだけれども、これはただ単なる転用があるからそのままほったらかしというあれはちょっとおかしいのではないかと。思うのだけれども、その辺はどうですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） この荒れている状態を決してよしとするということではないのですけれども、転用によりまして許可を得た暁には農地が農地以外になるということの転用の申請でございますので、適切な管理が望ましいことを否定するつもりは一切ございませんけれども、きれいに刈り取ってからの申請するところまでの指導というのは難しいのではないかと。というふうに考えているところでございます。

参考として申し上げますけれども、県内のほかの市でも同じような状況にございまして、指導をしている団体もござい申し上げますけれども、やはりその指導については農地が農地以外になることの申請であること、また許可を受けた後に着手をしてきれいにするという部分がありますので、申請の段階でそこまで求めるのは非常に困難であると苦慮している団体が多数ございまして、決して現状をこのまま

が、繰り返しになりますが、望ましいものではございませんけれども、申請の段階できれいに管理してから申請すべきというところまではお願いはできたとしても、それに対して応じていただけないからということでの、その先の指導まではなかなかできないものだというふうに認識しております。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、そうしたらこんなことは多分ないと思うのだけれども、荒らしていたって農地パトロールでこれは荒れているのではないか、きれいにしろとか言われたとき、俺はもうじきこれを転用するのだからという、そういう逃げの部分も出てきてしまうと思うので、やっぱり農地というのはきちっとすぐ作物がつかれるような状態に管理するのが普通だと思うのだけれども、皆さんはどう思いますか、そんなの。

○議長（中川喜一郎君） 追加の何かございますか。

このことは先ほど森君が言ったとおりですから、ほかの回答はないですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

27番、福原委員。

○27番（福原孝彦君） 27番、福原です。今回13万平米ということで、かなり広大な面積に太陽光発電ができるわけですけれども、これ事務局にお尋ねしたいのですけれども、余りにも大きい、それはかなり大きいほうに入ると思うのです。これ当然電磁波環境評価とかについての説明とかというのはありましたか。

○議長（中川喜一郎君） 森君。

○事務局（森 博君） 環境評価については、特にお話の中では出てございません、申請の中では、先ほど林地開発が並行して手続されているということは伺っておりますけれども、それ以外の手続が並行して進んでいるということは伺ってございません。

○議長（中川喜一郎君） 27番、福原委員。

○27番（福原孝彦君） 27番、福原です。この小規模のものについては、特に問題視、最近はされていませんけれども、大規模なものについてはこのパネルの反射光だとか、やっぱり温度上昇とか、いろいろ問題がこれから発生するだろうというふうな懸念があるわけです。現地の農地の方には許可をもらっているというお話も伺いましたけれども、この地図で見ると21ページのところですけれども、上のほうに住宅地も結構近いのです、意外と。そういう状況の中で、これは当然県のほうに進達するということですので、そうしますと周りにこういうものができて、このくらいのもんだという現地の説明会等というのは特にやっぺららないのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 農地転用の手続の中で、事業計画書というものを出示していただいております、その中には隣接農地の所有者、耕作者への説明の状況というものがございますけれども、今おっ

しゃられたのは周辺居住者への説明がどうなされたのかということだと思っておりますけれども、ここについてはこの中には確認するものがございません。

○議長（中川喜一郎君） 27番、福原委員。

○27番（福原孝彦君） 27番。小規模でなくて、これだけ大規模ですと、これから課題や問題が出てきたときに、地元の説明がなかったということになると、ちょっと問題ではないかというふうに思うので、これ農地の関係で農業委員会のほうに申請が来ていますけれども、ほかの環境課とか宅地課とか、その辺でやはり協議をして、余り大きいものについてはやはり市として対応をしっかりとされたほうがいいのではないかというふうに思います。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 住宅地をつくるなどという宅地開発事業の場合は宅地開発指導要綱ございまして、それにより関係各課等の調整がございましてけれども、この件につきましてはその事業に当たらないものというふうに認識しておりまして、担当課各課への協議の状況等をこちらで把握してございませんでしたけれども、それにつきましては庁内関係課との調整の状況について確認をしてみたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 26番、藤井委員。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。今の件ですけれども、これの自然排水の図面はあるのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） この区域内から発生するものとしては、雨水だけになりますけれども、雨水につきましてはまず1つは自然浸透、特にこの区域内をアスファルトなどで固めるわけではないので、自然浸透、それとあとは先ほどご説明しました総会資料20ページの左の上にあります調整池、こちらで排出抑制をして久保田川へ排出するというところでございます。

○議長（中川喜一郎君） 26番、藤井委員。

○26番（藤井幸光君） この調整池からオーバーフローしたら、久保田川へ流れるということですか。これはどのくらいの容量プールできますか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） この調整池自体は40メートルと80メートルのプールのようなものだというふうに伺っておりまして、深さがたしか5メートルの調整池を設けるといふように伺っております。この調整池で排水抑制をして、その後久保田川へ排水するというふうに伺っております。

○議長（中川喜一郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

どうぞ、高浦さん。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。渡邊委員からのお話については、過去にもこの委員会で話題となり、今後確認していこう、指導していこうというふうになった経緯を私は記憶していますので、極力渡邊委員の言われるように、転用するからもう放置するというのではなく、極力指導していくということは大事なことであろうと思います。

それと、27番の福原委員がお話された市環境部等を含めた関係機関への情報提供または協議等も大変重要なことと思いますが、ぜひとも今後意見調整等をしていただければと思います。

そこで、ひとつ福原委員にお尋ねしたいのですが、電磁波環境調査と言われましたが、大変恐縮です、私知らないのですが、ちょっとご教示いただければありがたいのですが。

○議長（中川喜一郎君） 27番、福原委員。

○27番（福原孝彦君） 27番、福原です。電磁波が皆さん体によくないというのはある程度わかっていると思うのですが、その評価をしているところがやっぱりあるのです。実際ですから今回の場合、5,300キロワットというかなり大きな発電をするわけですので、ここにありますパワーコンディショナーとか、いろんなものがやっぱり電気が出てくるわけですが、その辺をこの機械についてどのくらい電磁波が出ているのかというのを評価するところがありますので、本来であればそういうところにやっぱりある程度評価をしていただいて、5,300キロワットというのが人間に何も無いのだということが出ればいいのですけれども、その辺電磁波というのはやはり心配だという傾向がありますので、そういうところがあれば余り大きいものについては評価する機関などに確認をしたほうがいいのかというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○3番（高浦芳一君） ありがとうございます。

○議長（中川喜一郎君） ほかに討論。

〔「ちょっと1つよろしいですか」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 26番。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。こういう設備は避雷針というか雷よけは要らないのですか、特別にないの。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 申請などで何度か業者とのやりとり、代理人とのやりとりしてございますが、避雷針という話は出てございません。

○議長（中川喜一郎君） 討論、ほかにどなたかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1ないし議案第3号の13について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の1ないし議案第3号の13については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の14について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号の整理番号14の1についてご説明いたします。

議案11ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が、同居の親族から農地を賃貸借によって借り受け、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、平成26年4月7日に申請書の提出がなされております。

総会資料23ページの位置図をごらんください。申請地は、の西側約200メートルの位置にあり、一団の農地の中に存すると見られることから、第1種農地と判断されます。

転用事務指針においては、第1種農地での農地転用については、原則として許可することができないとされた中で幾つかの例外が設けられており、その例外に該当する場合、例外的に許可できることとなっております。

今回の案件については、その例外の一つであります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと思われま

す。土地利用計画としては、総会資料24ページのとおりであり、計画区域内に372枚、94.86キロワットの太陽光発電施設の設置が計画されているものです。

排水については、汚水、雑排水は発生せず、雨水については自然浸透、自然浸透し切れない部分については用水路へ排水となり、用水組合からの同意書が添付されております。

総会資料25ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

24番、渡邊喜一委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊です。4月17日の13時半に代理人ののさんから現場説明を受けました。

内容は、ほとんど事務局で説明したとおりなのですが、大曾根番の水田1反歩に太陽光発電設備を設置するものです。

場所は、総会資料23ページのとおりです。それから、水田の状況は資料25ページのとおりで、秋の刈り取りが終了したままですが、ここは水はけがよくて、ほとんど草も生えていないきれいな状態で

した。この件に関しては、地区の区長さん、それから用水組合長のほうにも連絡をしてあるそうです。そして、隣接地の人へも説明をされており、同意書をもっているということだそうです。問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。  
これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。  
採決をいたします。

議案第3号の14について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。  
よって、議案第3号の14については、許可相当と決定します。

#### 議案第4号 平成26年度第1次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 平成26年度第1次農用地利用集積計画承認の件を議題とします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第4号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が6件で、120.10アールとなっております。個々の内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）6ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

さんですが、申請面積は10.21アール、株式会社 さんですが、申請面積は20.42アール、株式会社 さんですが、申請面積は18.48アール、 さんですが、申請面積は44.88アール、 さんですが、申請件数が2件で、申請面積の合計は26.11アール。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。こちらに権利の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。 さんですが、申請面積は9.91アールとなっております。こちらは売買

による所有権移転でございます。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

どうぞ、渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、6ページの年齢とか従業員の数とか、こういう書いてないところがあるのだけれども、これは何か理由があるかどうか説明願います。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 記入漏れと、あと株式会社でありますので、代表者の年齢は書いてございません。たまたま のほうについては代表者の方の年齢を入れていただきましたので、こういった形で作っていただきました。これの作成については、経済振興課のほうに依頼してございますので、今後統一してきちんと記載するような形をお願いしてまいりたいと思いますので、今回は申しわけございませんでした。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 今ほどこんなことを聞いてあれなのだけれども、これ一番表紙のあれで、公告というのは、これは例えば市役所のあそこのところに公告するのか、その辺のところをちょっと説明してくれますか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 農用地利用集積計画につきましては、申請書の提出については農業委員会が窓口となって受けます。農業委員会を確認した上で、これを経済振興課に農用地利用集積計画書として作成するよう依頼いたします。そして、こちら計画書の経営計画を経済振興課で作成いたします。その内容について農業委員会に承認を得たいということで、こういった形で議案の提出をいただいております。そして、皆様方の承認を得た上で、その承認を得た結果について経済振興課へ承認を得ましたということで報告をいたしました後、経済振興課のほうで公告いたしまして、利用権の設定、所有権の移転等の効力が発効、効力が生じるような形になります。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

〔何事か言う人あり〕

○24番（渡邊喜一君） そうなのだ、簡単に言ったらどこにその公告というか、それをあれするのか、ちょっと知りたい。例えばそこの掲示板みたいなところにやるのか、その辺のことを事務局で。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 公告という形で掲示板のほうに公告されます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

#### 議案第5号 袖ヶ浦都市計画生産緑地地区の変更について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第5号 袖ヶ浦都市計画生産緑地地区の変更について議題といたします。

議案第5号について、事務局、神作君、お願いします。

○事務局（神作高史君） 事務局、神作です。それでは、議案12ページをごらんいただきたいと思えます。議案第5号の提案理由についてご説明申し上げます。

本件については平成26年1月14日に、主たる農業従事者の故障により買い取り申出書の提出がなされ、その後生産緑地法に規定する手続を行い、平成26年4月14日に生産緑地地区における行為制限の解除がなされました。

当該生産緑地地区内の土地は、生産緑地法施行規則第2条第1号の規定により、農業委員会の意見を聞くことができるとされています。

今後、当該生産緑地地区を廃止するための都市計画の変更を行う必要があり、都市計画法第19条第3項の規定により、千葉県に協議を申し出るに当たって、当該生産緑地地区の廃止について農業委員会の意見を求められたことから、ご審議いただこうとするものであります。

ご審議いただく生産緑地地区につきましては、議案13ページのとおりであり、平成26年2月19日の農業委員会総会閉会后に、買い取り希望の有無について農業委員の皆様には資料を提示させていただきましたが、買い取りの希望はありませんでした。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、これにて質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第5号について、意見なしとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については意見なしと決定いたしました。

#### 報告事項

○議長(中川喜一郎君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

森君。

○事務局(森 博君) 事務局、森です。報告第1号についてご報告いたします。

議案14ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成26年3月1日から平成26年3月31日までで、9件です。

引き続きまして、報告第2号についてご報告いたします。

議案17ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約等の通知がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成26年3月1日から平成26年3月31日までで、1件です。

報告は以上でございます。

○議長(中川喜一郎君) 報告は以上でございます。

#### その他

○議長(中川喜一郎君) 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局、何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 皆さんから何かございますか。

1番、山口委員。

○1番(山口忠雄君) 前袖ヶ浦市農業委員の不祥事に関する再発防止検討委員会の検討状況について報告したいと思います。

○議長(中川喜一郎君) ちょっと資料を配付しますので。

〔資料配付〕

○1番（山口忠雄君） それでは、今配付いたしました資料をごらんください。

平成26年3月2日に設置された前袖ヶ浦市農業委員の不祥事に関する再発防止検討委員会は、これまで5回の会議を開催いたしました。この間、前農業委員への聞き取り調査等を精査し、事件の原因の究明と再発防止を図るため、議論を重ねてきたところであります。今後、検討委員会として報告書を取りまとめる項目は次のとおり考えております。

まず、はじめにとして、検討委員会の報告の考え方です。

次に、事件の概要を記載します。

次に、事件の発端となった申請案件の経緯について記載することとしています。該当する申請案件は、平成20年5月の案件と平成25年1月の案件でありますので、それぞれの運営委員会と総会における審議経過等です。

次に、前農業委員Tらが関与した農業委員等への動向として、前農業委員への聞き取り結果とその委員の動向、そして審議への影響についてです。

次に、前農業委員から聞き取りした際に意見をいただいた内容を記載します。

次に、事件の原因と課題です。

次に、まとめとして、前農業委員Tらが関与した農業委員会審議等への影響と運営委員会への影響、そして農業委員会総会への影響です。

最後に、再発防止への対策と取り組みとして、農業委員会の綱紀肅正と農業委員会の組織改革、そして公益通報制度の創設についてです。

なお、報告書の取りまとめ時期は、裁判記録が入手できる見込みの時期を考慮して、現時点では5月中を見込んでおります。裁判記録を入手でき次第、調査した内容との整合を確認して、委員の皆様へ報告書をお示ししたいと考えております。

なお、裁判記録の閲覧については4月17日に事務局において申請をしており、閲覧できる日程については検察庁からの連絡待ちとなっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） ただいまのことは報告でございますので。

本日の日程は全て終了いたしました。

閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして、第15回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後4時09分 閉会